

み 監 第 73 号  
令和4年 3月 28日

みやき町長 岡 毅 様

みやき町監査委員 最 所 一 志  
同 武 田 光 邦



令和3年度定期監査の結果報告について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を兼ねた同条第4項の規定に基づく定期監査を、令和3年11月から本年2月にかけて実施いたしましたので、同条第9項の規定に基づきその結果報告書を別紙のとおり提出いたします。  
ご査収の程よろしくお願ひ申し上げます。

(別紙)

## 令和3年度 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

令和3年度における地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を兼ねた同条第4項の規定に基づく定期監査は、法第198条の4第1項の規定に基づく町監査基準（監委訓令第1号）に準拠し、以下の要領で実施した。

#### 1 監査の実施期日及びその対象課室等

本町の27局課室等の監査を令和3年11月から本年2月の間に、延べ21日間にわたって下記の日程により実施した。

11月	9日	民生部	健康増進課
	11日	総務部	財政課及び出納室
	12日	総務部	企画調整課
	15日	同	秘書公室
	16日	同	総務課
	18日	同	税務課
	19日	民生部	保健課
	22日	同	住民窓口課、北茂安及び三根総合窓口課
	30日		議会及び監査委員事務局並びに総務部国土調査室
12月	3日	民生部	環境福祉課
1月	7日	同	風の子保育園
	11日	同	子ども未来課
	13日	同	メディカルコミュニティ推進室
	14日	同	地域包括支援センター
	17日	農業委員会事務局及び事業部	産業課
	18日	事業部	建設課
	24日	同	地域協力課
	31日	同	まちづくり課
2月	1日	教育委員会	社会教育課
	2日	事業部	下水道課
	4日	教育委員会	学校教育課

## 2 監査対象の事務事業等

監査は町行政組織上のすべての課及び同等以上の事務局又は室等において、今年度執行中の事務事業を対象に実施した。ただし、複数年契約にかかる契約書のうち必要なものは契約締結年次の文書も対象とした。

## 3 監査の方法

監査は予め各課等に調製依頼していた以下に掲げる調書及びそれらに関する書類並びに各課共通の備品台帳、支出負担行為決裁書類、各種契約書及び保存年限5年以上の文書一覧表などを調査点検した。更に、課長・参事や主幹等に対して、上記文書等の調査点検結果を下に当該課等の事務事業の進捗状況や課題問題点の有無等に関しヒアリングを行った。

なお、各課共通の出勤簿、休暇願簿、時間外命令簿及び出張命令簿はデジタル処理化されているので事務局にて事前に調査点検をしている。

また、監査は原則として担当部長等の立会いの下、当該各課等の入居している建物内で実施した。

- (1) 組織及び職員数関係調書
  - (2) 事務分担表
  - (3) 歳入状況調書
  - (4) 業務ごと歳出状況調書
  - (5) 工事請負を除く契約締結状況調書
  - (6) 過去1年間における備品動向調書
  - (7) 内規作成状況
  - (8) 前回監査結果の措置状況調書
- \* 工事契約関係は別途一覧表があるので除外している。

## 4 監査の主な着眼点

本町の定期監査は従来から法第199条第2項の規定に基づく行政監査を兼ねて実施しているので、財務事務のみならずそれ以外の一般事務についても原則として対象としている。そこで、第1の着眼点は事務事業が予算や財務関係の規定に則り適正かつ適法に執り行われているかである。次に事務事業の管理運営がその目的や理念に即応し、効果的かつ経済的に実施されているかである。

更に 2 年前から地方自治法の改正により町の監査基準に準拠して監査を行うことが求められているため、その中枢的理念である「事務が最小の経費で最大の効果を上げるようにし、かつ、その組織及び運営の合理化に努めていること」に関しても留意しつつ、限られた時間内で監査を行った。

## 第 2 監査の結果

昨年 11 月から延べ 21 日間に及ぶ監査の結果、すべての局課室等における財務事務に関しては、軽微なミスは散見されたものの概ね予算や法令等に則り適正に執行されていると認められた。今年度も新型コロナウイルス発生の影響で事務や行事等の中止縮小や延期などが一部に散見されたが、全体的にはほぼ例年通りに粛々と事務事業が執行されていた。また、事務事業の管理運営についても諸々の事情や状況等を概ね適切に鑑みながらほぼ適切に執行されていると認められた。しかしながら、一部に今後改善検討又は調査研究をすべきであると思われる点があったので、それらを意見として下記に掲げている。

なお、これらの意見事項は監査実施日の翌月に文書で行っている監査講評で付言し、およそ 1 月以内にすべてにわたり返答いただいたので、その回答要旨を意見事項の後ろに（ ）で記載している。

### 記

#### ① 財務事務関係

- ・ 消防団員報酬については、団員個人の口座に直接振り込むように変更すべきではないか。(昨年より消防団及び消防委員会と協議している)
- ・ メディカルコミュニティ棟に関し、多くの役務委託契約が相見積もりもとらず施設建設に携わった業者との随意契約で対応されている。施設が昨年 6 月オープンだったのでやむを得ないところはあるが、次年度以降の契約は指名競争入札又は複数社の相見積もり徴収の上での随意契約とし、経済的な運営を心掛けるべきではないか。(町財務規則第 133 条第 1 項但し書き該当の事案以外については意見のとおり対応したい。)

- ・ 通学支援バスが利用者の負担なしで運行されているのは不公平である。法制度上の制約でやむをえず無償とのことであるが、それならば利用者の少ない吉野ヶ里便を廃止するなどして経費節減に努めるべきではないか。(利用実態に基づく路線等の改廃を検討し、効果的な運行、経費削減に努める)

## ② その他の事務関係

- ・ 健幸マイレージ事業については加入者も当初より減少しているし、事業の効用も不確かである。今後とも継続すべきか否か町としての判断を下すべきではないか。(今後事業継続について検討し、中止とした場合の対応も併せて検討していきたい。)
- ・ ふるさと納税制度については、昨年度は全国で総額 6 千億円強となり、この制度に対する批判の意見も出かけているので、本町としても国の規制に合致した運用を更に心がけるべきではないか。そこで返礼品取扱業者の選定基準を制定し、必要ならば再選定を行うなどの措置を行うべきではないか。(令和 4 年度からの運用に向けて、町ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要項を作成中である。)
- ・ 毎週水曜日の延長窓口は利用者がかなり増加したので、時間延長や曜日の変更などを今後検討すべきではないか。(意見への対応はコンビニ交付などの推奨等を含めて住民サービス向上策の調査検討を行う。)
- ・ 町の育英資金で、大学進学者への貸付額は月額 4 万円であるが、国公立大学でも年間授業料は 53 万円強である。町独自の制度としてその効用を高めるためにも、この授業料相応以上の額まで上げるべきではないか。(利用中の者や次年度申込者にアンケート等を行い、増額に関して検討する)

以上